

平成 25 年度 第2回消防・救助技術の高度化等検討会・救助分科会

日時:平成 25 年 11 月 6 日(水)14:00～16:00

場所:三番町共用会議所 大会議室

議事次第

1 開会

2 あいさつ:消防庁国民保護・防災部参事官

3 検討事項

- (1) 全体構成(資料1・資料5)
- (2) 部隊編成(資料2・資料6)
- (3) 区域設定(資料3・資料6)
- (4) その他(資料4)

4 その他

5 閉会

○配付資料

資料 1	全体構成 (案)
資料 2	部隊編成 (案)
資料 3	区域設定 (案)
資料 4	第 3 章 化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動
資料 5	第 4 章 化学災害又は生物災害時における消防活動
資料 6	海外事情調査結果
参考資料 1	Emergency Response Guidebook 2012 の仮訳
参考資料 2	第 2 回救助分科会 (7/25 開催) の議事概要

第2回消防・救助技術の高度化等検討会・救助分科会における主な検討事項について

【全体構成】（資料1）

- 以下の考え方により、変更するものであるが妥当か。他に変更を要する部分はないか。
 - ・ **新第1章「消防活動の基本原則」の創設【資料1（1頁）】**
消防活動の流れに沿って記述している、旧第2章「化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動」の中に、活動内容ではない事項（区域の区分（旧第2章第2節）・防護措置（旧第2章第3節））が記載され、流れを分断しわかりにくくなっている。マニュアルの導入部分に基本的な原則（主眼等）と合わせ示すことにより、全体の基本事項を明確にする必要がある。
 - ・ **旧第3章、旧第4章の統合【資料1（2頁）、資料5】**
化学災害、生物災害の活動要領を別の章にそれぞれ記載しているため、何が共通内容で、何が差異内容かわかりにくくなっている。統合し、共通内容は一本化し、差異内容を並列に記載することにより明確にする必要がある。

【部隊編成】（資料2）

- 出動させる必要最低限の部隊編成における、活動内容と部隊数は、ごく少数の曝露者が発生したときに必要な部隊編成を想定しているが、このレベルが適当か。もっと、多くの曝露者を想定したものとする必要はないか。（2頁）
- 必要な部隊数を確保するための措置として、実態を踏まえ、特別救助隊を保有しない消防本部における現実的、具体的な措置方法を記載したが、妥当か。（3頁）
- 出動部隊の増加要因を具体的に、曝露者、住宅密集地域等、気象条件、時間帯等を記載したが、これらは増加要因として適当か、また、他に増加要因となる現象はないか。さらに、定性的な増加要因に合致する具体的に増加させる部隊数を記載できないか。（4頁）

【区域設定】（資料3）

- ERGは、北米や英国で広く活用することとなっているが、（案）では、活用の可能性について記載しただけである。この程度の位置づけが妥当か。必須又は原則として活用することにはできないか。（1頁）

【その他】（資料4）

- 事故をマニュアルの対象災害としたため、物質の推定方法（イエローカード・関係者からの情報提供）を記載したが、これらの情報をもって、物質の推定とすることは妥当か。何か留意事項があるか。（1頁）
- 火災・爆発の危険性への配慮として、簡易検知活動（検知開始場所・安全措置）を記載したが、妥当か。他に留意事項はないか。（7頁）
- レベルD隊が最先着した場合に行う、レベルABC隊が到着するまでの活動として、活動内容を6項目追記したが、妥当か。他に留意事項はないか。（11頁）

マニュアル（中間検討結果）の主な変更内容（案）について

【全体構成】（資料１）

- 新第１章「消防活動の基本原則」を創設した。
- 旧第３章「化学災害時における消防活動」と旧第４章「生物災害時における消防活動」を統合した。

【新第２章「消防本部の通信指令部署の対応及び消防対策本部の設置】（資料２）

- 部隊編成関係（第１節第３項「初動活動時に必要な消防部隊」、第４項「必要な消防部隊を確保するための措置」、第５項「出動消防部隊の増加要因」）を新たに明記した。

【新第３章「化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動】（資料４）

- 第１節「出動から初動活動までの留意点」
テロ以外の取扱施設における事故や運搬中の事故を、マニュアルの対象災害としているため、事故における物質の推定方法を具体的に明記した。（１頁）
- 第３節「簡易検知活動」
簡易検知の開始場所を明確にするとともに、火災・爆発の危険性への配慮として、火災・爆発に対する安全措置を新たに明記した。（７頁）
- 第５節「最先着隊がレベルＤ隊であった場合の活動」
第１項「レベルＡＢＣ隊が到着するまでの活動」として、具体的な活動内容を６項目追記した。（１１頁）
- その他
旧第２節「区域の設定（ゾーニング）」（２頁）、旧第３節第１項「防護措置（レベル別）」（４頁）は、基本事項（定義）であるため、新第１章「消防活動の基本原則」への移行に伴い削除するとともに、第４節「区域の設定（ゾーニング）」（１０頁）は、化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動事項であるため、旧第３章「化学災害時における消防活動」（資料５、４頁・９頁・１１頁）、旧第４章「生物災害時における消防活動」（資料５、４頁・９頁・１１頁）から移行し明記した。

【新第４章「化学災害又は生物災害時における消防活動】（資料５）

- 第２節第１項「ホットゾーンの設定変更」（資料３）
物質の推定ができた場合のゾーンの設定変更の方法として、ERGの活用について新たに明記した。（６頁）
- その他
 - ・ 旧第３節第１項「ホットゾーンの設定」（４頁）、旧第４節第１項「ウォームゾーンの設定」（９頁）、旧第５節第１項「コールドゾーン（消防警戒区域）の設定」（１１頁）は、化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動事項であるため、新第３章第４節「区域の設定（ゾーニング）」（資料４、１０頁）への移行に伴い削除した。（再掲）
 - ・ 旧第３節第６項「集合管理」（８頁）は、ウォームゾーンにおいて、誘導活動と同時に実施されるため、新第３節第３項「誘導活動」（９頁）へ移行し明記した。
 - ・ 旧第２章第５節「広報内容」（資料４、１２頁）の広報内容例は、新第４節第３項「広報・避難誘導」（１２頁）における広報内容であるため、移行し明記した。